

羽幌町学校給食用物資納入基準

1 趣旨

羽幌町立小学校及び中学校において、学校給食に使用する物資の納入に係る基準として、必要な事項を定めるものである。

2 物資の規格、納入及び納入時間

(1) 物資の規格

- ア 物資については、病害虫、腐敗及び損傷等がない商品とし、羽幌町産、道内産、国内産、外国産の順に、可能な限り近くの生産地で採れた食材の積極的な納入に努めること。
- イ 加工食品については、不必要的添加物(保存料、着色料など)、牛エキス、牛脂などを可能な限り使用していないものであること。
- ウ 大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、とうもろこし、じゃがいも、なたね、綿実及びその製品については、遺伝子組換食品でないこと。
- エ 乾物(粉類を含む。)については、乾燥が良好で、異味異臭がなく、検査票を提出できる商品であること。
- オ 缶詰については、缶の状態が完全密封で、適当な真空度を有し、外観の状態が良好であること。
- カ 冷凍食品、レトルト物資及び加工食材等については、製造メーカー、主要原材料の生産地名、ロットナンバー及び賞味期限等が明記されており、成分表を提出できる商品であること。
- キ 保存温度が明記されている物資については、保管及び配送時に出来る限り温度変動がないよう取り扱い、保存温度以下の配送及び納品に努めること。

(2) 物資の納入

- ア 納入時の物資及びその容器(包装材)は、衛生的なものであること。
- イ 検収には原則立会し、品名及び数量等を記載した納品書を提出すること。
- ウ 検収の結果、不合格品や数量に不足が生じた場合は、直ちに良品との交換又は補充に努めること。

(3) 納入時間（羽幌町市街地区学校給食センターのみ適用）

物資の納入は、原則として調理中(9時30分以降)の納入はできないものとし、羽幌町市街地区学校給食センターと調整の上、行うものとする。

3 その他

- (1) 物資の注文に対応できない場合は、1週間前までに羽幌町市街地区学校給食センターへ連絡すること。
- (2) 納品に関する担当者は健康な者とし、体調不良のときや感染症等に感染しているとき、又は、その疑いのあるときは、無理をさせずに健康な者に代わって納品を行わせること。
- (3) 自然災害や感染症等による給食停止による数量変更等に対し、可能な限り対応すること。